

陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）への長射程ミサイル配備に関する意見書

12月12日、防衛省が長射程化を進めていた地上発射型の12式地対艦ミサイル（SSM）について、陸上自衛隊石垣駐屯地（仮称）を含む先島諸島や沖縄本島の駐屯地へ配備する方向で検討していることが報道された。

その後、16日には安保関連3文書を閣議決定され、反撃能力（敵基地攻撃能力）保有の明記がなされた。

これらの装備や法整備が進むことで、他国の領土を直接攻撃することが可能となり、近隣諸外国を必要以上に刺激するおそれがあり、有識者からも慎重な議論を求める声があがり、憲法違反の可能性も指摘されている。

国境の島ともいわれる、石垣島の現場で日々生活するなかで自衛隊の配備にはこれまで賛否の意見があったが、防衛省主催の住民説明会では、配備される誘導弾（ミサイル）は、他国領土を攻撃するものではなく迎撃用であくまでも専守防衛のための配備という説明であり、それを前提に議論が行われてきた。

ここにきて突然、市民への説明がないまま、他国の領土を直接攻撃するミサイル配備の動きに、市民の間で動揺が広がっており、今まで以上の緊張感を作りだし危機を呼び込むのではないかと心配の声は尽きない。

石垣市議会は、「平和発信の島」、「平和を希求する島」との決意のもと議会活動しており、自ら戦争状態を引き起こすような反撃能力をもつ長射程ミサイルを石垣島に配備することを到底容認することはできない。

前記の12式地対艦ミサイル（SSM）や米国より購入する計画のある巡航ミサイルトマホークなど、他国の領土を直接攻撃することが可能な長射程ミサイルの石垣島への配備計画等について、十分な説明のないまま進めることがないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、沖縄防衛局